(ｱ)　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工実績。
(a)　内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が80㎡以上の施工実績を有すること。
(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工実績を有すること。
(c)　施工実績が適切なものであること。
ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。専任の要否は関係法令による。
(ｱ)　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
(ｲ)　平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記ｉ）の要件を満たす施工経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。代表者の技術者が下記ｉ）の要件を満たしていること。構成員の技術者は、下記ｉ）又は下記ｉ）(a)及び(c)の要件を満たしていること。
ｉ）ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工経験。
(a)　内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が65㎡以上の施工経験を有すること。
(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工経験を有すること。
(c)　施工経験が適切なものであること。
ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他
(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道106号　川井地区トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成29年７月６日
国立大学法人岐阜大学理事　横山　正樹
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　21
○第３号
1　調達内容
(1)　品目分類番号　22、31
(2)　導入計画物品及び数量　Ｘ線ＣＴ組合せ型ＳＰＥＣＴ装置　一式
(3)　調達方法　購入等
(4)　導入予定時期　平成30年度６月以降
(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件
Ａ　診断用Ｘ線ＣＴを装備したＳＰＥＣＴ装置であること。
Ｂ　Ｘ線ＣＴ部はＭＤＣＴであること。
Ｃ　高度な画像処理能力を有するワークステーションを備えること。
Ｄ　既存の医療情報システムと連携できること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
(1)　資料等の提供期限　平成29年８月21日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
(2)　提供先　〒501―1194 岐阜市柳戸１番１
岐阜大学医学部附属病院総務課調達係　加藤弘之　電話058―230―6035

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
(1)　交付期間　平成29年７月６日から平成29年８月21日まで。
(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

4　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。
(1)　開催日時　平成29年７月18日14時00分
(2)　開催場所　岐阜大学医学部１階事務部会議室（入札室）

5　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

6　Summary
(1)　Classification of the products to be procured : 22, 31
(2)　Nature and quantity of the products to be purchased : X-ray CT combination type SPECT System 1 Set
(3)　Type of the procurement : Purchase
(4)　Basic requirements of the procurement :
A　The SPECT system which is equipped with X-ray CT for diagnoses.
B　The X-ray CT of the SPECT device being MDCT.
C　The SPECT system equipped with a workstation having ability for high image processing.
D　The SPECT system and workstation must have connective capability with the exsting hospital information system.
(5)　Time limit for the submission of the requested material : 17 : 00　21 August, 2017
(6)　Contact point for the notice : Hiroyuki Kato, Procurement Section, General Affairs Division, Gifu University School of Medicine, 1―1 Yanagido Gifu-shi 501―1194 Japan, TEL 058―230―6035

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成29年７月６日
大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長　藤井　良一